

平成28年1月20日	資料1-1
第27回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

「レセプト情報・特定健診等情報の 提供に関するガイドライン」の改正(案)について

平成28年1月20日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険システム高度化推進室

「ガイドライン」の主な改正内容

平成27年12月9日に開催された第26回レセプト情報等の提供に関する有識者会議において「成果物の公表基準について」を議論しその結果等を踏まえレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインを改正することとした。

改正の主な内容は次のとおりである。

1. 第5レセプト情報等の提供依頼申出手続き

1 あらかじめ明示しておく事項

レセプト情報等を用いた研究は、原則として、「疫学研究に関する倫理指針の対象」の適用対象とするとしていたが、倫理指針が見直されたことから「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に修正する。

2. 第5レセプト情報等の提供依頼申出手続き

4提供依頼申出者の範囲

「市町村(指定都市を含む)及び特別区(以下、「市区町村」という。)」を追加する。

3. 第12提供依頼申出者による研究成果等の公表

最小集計単位の原則について、集計単位が市区町村の場合の公表基準について改正する。

2(1)①最小集計単位の原則

- i) 人口2,000人未満の市区町村では、患者等の数を表示しないこと。
- ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市区町村では、患者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。
- iii) 人口25,000人以上の市区町村では、患者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。

「ガイドライン」の主な改正内容

平成28年〇月〇日

レセプト情報等の提供に関する有識者会議申し合わせ事項（案）

「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」第12の2(1)最小集計単位の原則
①集計単位について、「市区町村」の公表基準について改正したところであるが、この運用については、下記について留意する。

記

市区町村を集計単位として含む提供依頼申出の審査については、より小規模な母集団を対象とした分析を含みうることから、その内容等について十分な配慮をしつつ審査を行うこととする。